

事 務 連 絡
平成 24 年 8 月 28 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の
一部負担金等免除証明書の取扱いに関する留意点について

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡。以下「7 月事務連絡」という。）でお示ししているところです。

これにより、平成 24 年 10 月 1 日以降は、保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとなりますが、保険医療機関等の窓口で、被災被保険者等が当該免除証明書を提示できなかった場合の取扱いについては、各被保険者等に対し、別添のとおり事務連絡を発出しているところです。内容を御了知の上、保険医療機関等関係団体に周知いただきますようお願いいたします。

なお、7 月事務連絡でお示した免除証明書の取扱いに関する周知用のポスターを、「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いに関するポスターの送付について」（平成 24 年 8 月 27 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）とともに、各都道府県の国民健康保険団体連合会を通じて、保険医療機関等に対して順次送付しているところです。あわせて御了知下さい。